

亀山市告示第125号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）第19条の2第1項の規定により広告物を保管したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月28日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 広告物の種類及び数量
立看板 2基
- 2 広告物の放置されていた場所
亀山市白木町地内市道小野白木線沿線
- 3 広告物を除去した日
平成28年3月22日
- 4 返還を希望する場合の問合せ先
亀山市建設部都市計画室
電話 0595 - 84 - 5126
ファクシミリ 0595 - 82 - 9669